

日南市 予防接種の受け方（令和7年度版）

1 ワクチンの種類、対象者、回数等

令和7年2月現在

	ワクチンの種類	対象者	回数		標準的な接種期間	接種間隔	予診票 配付時期
定期 接種	ロタウイルス	(ロタリックス®) 出生6週0日後から24週0日後までの間にある者	2回		初回接種は、生後2月に至った日から 出生14週6日後までの期間	27日以上の間隔をおく	予診票 つつり
		(ロタテック®) 出生6週0日後から32週0日後までの間にある者	3回				
	B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	3回		生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間	1回目と2回目は27日以上、3回目は1回目から139日以上の間隔をおく	予診票 つつり
	小児の肺炎球菌	生後2月から生後60月（5歳）に至るまでの間に ある者	初回	3回★	生後2月から生後7月に至るまでの期間	生後24月に至るまでの間に、27日以上の間隔をおく	予診票 つつり
			追加	1回	生後12月から生後15月に至るまでの期間	初回接種終了後60日間以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回	
	五種混合 ◆ジフテリア、百日せき、破傷 風、不活化ポリオ、ヒブ	生後2か月から生後90か月（7歳半）に至るまでの間 にある者	1期初回	3回	生後2月から生後7月に至るまでに開始	20日以上（標準的には20日から56日まで）の間隔をおく	予診票 つつり
			1期追加	1回	初回接種終了後から6月から18月までの間隔をおく	初回接種（3回）終了後、6月以上（標準的には6月から18月まで）の間隔をおく	
	四種混合 ◆ジフテリア、百日せき、破傷 風、不活化ポリオ	生後2月から生後90月（7歳半）に至るまでの間に ある者 ※五種混合接種者は不要	1期初回	3回	生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間	20日以上（標準的には20日から56日まで）の間隔をおく	予診票 つつり
			1期追加	1回	初回接種終了後12月から18月までの間隔をおく	1期初回接種（3回）終了後、6月以上（標準的には12月から18月まで）の間隔をおく	
	ヒブ	生後2月から生後60月（5歳）に至るまでの間に ある者 ※五種混合接種者は不要	初回	3回★	生後2月から生後7月に至るまでの期間	27日※以上（標準的には27日※から56日まで）の間隔をおく ※医師が必要と認めた場合には20日	
			追加	1回	初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく	初回接種終了後7月以上（標準的には7月から13月まで）の間隔をおく	
	二種混合 ◆ジフテリア、破傷風	11歳以上13歳未満の者	2期	1回	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間		小学6年生 で通知
	不活化ポリオ	生後2月から生後90月（7歳半）に至るまでの間に ある者 ※五種・四種混合接種の場合は不要	初回	3回	生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間	20日以上（標準的には20日から56日まで）の間隔をおく	こども課
			追加	1回	初回接種終了後6月から18月までの間隔をおく	初回接種（3回）終了後、6月以上（標準的には12月から18月まで）の間隔をおく	
	BCG	1歳に至るまでの間にある者	1回		生後5月に達した時から生後8月に至るまでの期間		予診票 つつり
	麻しん風しん混合	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	1期	1回			予診票 つつり
		5歳以上7歳未満で、小学校就学前の始期に達する日 の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間 にある者（幼稚園等での年長児）	2期	1回			年長児に 通知
	水痘	生後12月から生後36月（3歳）に至るまでの間に ある者	1回目	1回	生後12月から生後15月に達するまでの期間	3月以上（標準的には6月から12月まで）の間隔をおく	予診票 つつり
			2回目	1回	1回目接種終了後6月から12月のまでの間隔をおく		
	日本脳炎	生後6月から生後90月（7歳半）に至るまでの間に ある者	1期初回	2回	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	6日以上（標準的には6日から28日まで）の間隔をおく	予診票 つつり
			1期追加	1回	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	初回接種終了後6月以上の間隔をおく（標準的にはおおむね1年を経過した時期）	
		9歳以上13歳未満の者	2期	1回	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間		誕生月翌月 に通知
	【特例】 日本脳炎	平成17年4月2日～平成19年4月1日生まれの 20歳未満で、1期・2期が終了していない者	右記参照		・1期が未接種：上記の回数と接種間隔に従い3回 ・1期の接種回数が不十分：6日以上の間隔をおいて残りの回数を接種 ・2期は、1期接種を終えた後6日以上の間隔をおいて1回 （1期と2期の接種回数は合計4回）		こども課
	ヒトパピローマウイル ス感染症 （HPV）	12歳となる日の属する年度初日から、16歳となる日の 属する年度の末日までの間にある女子	右記参照		13歳となる日の属する年度の初日から 当該年度の末日までの間	【標準的な間隔】 ◆2価：1月の間隔をおいて2回、1回目から6月の間隔をおいて1回（計3回） ◆4価・9価：2月の間隔をおいて2回、1回目から6月の間隔をおいて1回（計3回） ※ただし9価を15歳未満で接種する場合は6月の間隔をおいて2回	小学6年生 で通知
	【経過措置】 ヒトパピローマウイル ス感染症 （HPV）	平成9年4月2日から平成21年4月1日生の女子で以下 を全て満たす者 ①令和4年4月1日～令和7年3月31日の間に1回以上 接種している。 ②①に該当し、規定回数が完了していない。	右記参照		対象者の条件を満たす場合で、経過措置期間内に残 りの回数を接種した場合は公費で接種可能 【経過措置期間】 令和7年4月1日～令和8年3月31日	【上記の方法をとることができない場合の接種間隔】 ◆2価：1月以上の間隔をおいて2回、1回目から5月以上かつ2回目から2月半以上の間 隔をおいて1回 ◆4価・9価：1月以上の間隔をおいて2回、2回目から3月以上の間隔をおいて1回 ※ただし9価を15歳未満で接種する場合は5月以上の間隔をおいて2回	こども課
任意 接種	おたふくかぜ	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	1期	1回			10か月教室 で配付
		5歳以上7歳未満で、小学校就学前の始期に達する日 の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間 にある者（幼稚園等での年長児）	2期	1回			年長児に 通知

（1）★は接種開始年齢で接種回数・方法が変わります。詳細は裏面へ。

（2）対象者の解釈 1）「●歳に至るまで・達するまで」の解釈・・・●歳の誕生日前日まで。例えば4/1生の人であれば「1歳に至るまで」と言った場合は3/31まで（3/31含）。2）「1月の間隔をおく」等の解釈・・・1/15に接種した場合、翌月同日の前日2/14に1ヶ月経過。1月の間隔をおいた日は2/15を指す。